

平成28年 第9回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 22

会議日程・付議事件

会議日時 平成28年5月26日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第14号	平成28年度川西市一般会計補正予算について	
5	議案第15号	川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案第16号	平成29年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	
7		諸報告	

出席者

教 育 長            牛 尾        巧

委            員            加 藤 隆一郎  
(教育長職務代理者)

委            員            磯 部 裕 子

委            員            服 部        保

委            員            鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長	中西哲
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学務課長	尾辻美樹
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枘川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	中西成明
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	喜多川昌之
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	瀧花保
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	池下靖彦

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 14	平成28年度川西市一般会計補正予算について	28.5.26	28.5.26	可 決
議案 15	川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について	28.5.26	28.5.26	可 決
議案 16	平成29年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	28.5.26	28.5.26	可 決

[ 開会 午後 2 時 ]

牛尾教育長     それでは、只今より、平成 2 8 年第 9 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

牛尾教育長     まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長  
（ 藪内 ）     本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
                  本日は、説明のため出席を求めた者については全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

牛尾教育長     次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長     これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、磯部委員、服部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長     では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 7 回定例会及び第 8 回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長  
（ 藪内 ）     それでは、まず、第 7 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 8 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

                  最後に署名委員の署名ということで、第 7 回定例会については加藤委員、鈴木委員に、第 8 回臨時会については加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。

                  以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

(「なし」の声)

牛尾教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第7回定例会及び第8回臨時会の議事録につきましても、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましても、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長 それでは、こども未来部からご報告させていただきます。

(中塚)

きんたくんエンゼル積立支援制度の概要についてご説明申し上げます。本制度は、市と市内の金融機関が連携いたしまして、子育てを支援しようと新たに創設する制度でございます。平成28年6月1日からスタートいたします。

赤ちゃんの誕生をきっかけに、「子育てに対して親としての自覚を持つ」「計画的な子育てについて考える」、といった意識を持ってもらうことを狙いとしております。

制度の内容につきましては、平成28年4月1日以降の川西生まれの赤ちゃん、4か月未満で転入された方も含みます。その赤ちゃんを対象に、市内の協力金融機関でその赤ちゃん名義の積立口座を開設していただきますと、市から5,000円の積立支援金を支給させていただきます。あわせて、協力金融機関から、積立金の追加給付、あるいは金利の優遇、あるいはキャラクターグッズの贈呈などのプレミアムを付与していただくといったものでございます。

制度に参画する金融機関につきましては、6月スタート時点では、市内に店舗のある金融機関のうち、池田泉州銀行、兵庫六甲農業協同組合の2つの金融機関に参画いただきます。

また、7月以降には、数は少ないですが、他の金融機関にも参画いただけるよう調整中でございます。

今後のスケジュールにつきましては、6月号の広報かわにしミライフの子育てに関する特集記事のなかでの制度のPRや、市ホームページでのPRにより市民への周知を図ってまいります。

また、6月1日からは、市民課で出生届、転入届を提出された方へチラシを配付することで、制度の対象となる方へ個別に案内いたします。あわせて、子育て・家庭支援課で申請の受付をスタートいたします。

対象者は年間で1,000人程度を見込んでおりますが、この制度を子育て世帯の皆様にご活用いただくことで、子育て支援策をさらに充実させていきたいと考えております。私からは以上でございます。

教育推進部長 私の方からは、2点、ご報告いたします。

(木下)

1点目、平成28年度川西市スクールソーシャルワーカーの配置について、ご報告いたします。

今日、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化が、いじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動等に影響を与えています。このような中、児童生徒の心の問題をケアするため、臨床心理士の専門家であるスクールカウンセラーがすべての中学校及び、一部の小学校へ配置され、一定の成果を挙げています。

しかしながら、子どもたちの心の問題とともに、問題行動等の背景に、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められているところです。

そこで、今年度より、社会福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカー1名を2つの中学校区に、それぞれ週1回配置しております。スクールソーシャルワーカーの専門知識を生かした助言や連絡調整により、教育と福祉との連携を円滑に図り、家庭環境等に課題を抱えた児童生徒に対する支援を充実してまいります。

スクールソーシャルワーカーの具体的な支援内容につきましては、学校において気になる児童生徒に関する情報収集と情報の整理、状況に応じた関係機関との連携、校内でのケース会議等における助言等を行います。

配置中学校区につきましては、川西南中学校区と東谷中学校区の2中学校区としております。川西南中学校区においては、毎週月曜日に川西南中学校での活動を中心とし、必要に応じて校区内の小学校へも派遣いたします。東谷中学校区においては、毎週木曜日に東谷中学校に籍を置きますが、校区内の小中学校を巡回し、各校での情報収集と情報共有に努めます。

配置型と巡回型という異なる形式での運用を行います。今後、配置校

区を広げていくことを視野に入れて、研究を行って参りたいと考えております。

今年度は、月1回程度、学識経験者のスーパーバイザーを招き、スクールソーシャルワーカーの支援内容等について、助言をいただくことによりしております。

来年度以降、順次、他の中学校区においても、スクールソーシャルワーカーの配置を進めて参りたいと考えております。

続きまして2点目、「川西市立小学校の統合に係る地域説明会の実施について」ご報告させていただきます。

小学校の統合につきましては、これまで、多田グリーンハイツ地区では平成30年4月に、清和台地区では平成31年4月に統合する方針を進めてまいりました。

5月22日に多田グリーンハイツ地区における第3回地域説明会を開催いたしました。

当日、午前10時から午後2時40分までの緑台小学校には203人、午後2時52分から午後5時45分までの陽明小学校には55人の参加がありました。

多田グリーンハイツ地区は、転入が多いにもかかわらず、単学級が発生するのか、きちんと調べているのかといった地域の方からのご意見。

また、5月16日に開催された市議会の建設文教公企常任委員会協議会において、統合については地元と十分な協議に努めて欲しいという意見が議員から出されました。

これらのご意見を踏まえ、改めて児童数・学級数の見直し作業を行うとともに、統合に伴う課題の整理等を行うために、引き続き地域の皆様と協議していくこと、ただし、この見直しは現在の方針を見直すことを決定したのではない旨を説明いたしましたが、多くの厳しいご意見が出されました。

なお、清和台地区につきましては、5月21日に清和台小学校で説明会を開催しましたが、あさって5月28日土曜日に開催予定の清和台南小学校での説明会の状況とあわせて、後日、報告させていただきます。また、今後の対応につきましても、清和台地区での説明会の状況も踏まえ、課題の整理等を行い、できるだけ早期に調整させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告、3つありましたけれども、ご質問はございませんか。よろしいですか。



ＣＴ化推進のための保育指導計画や勤務シフト表などを作成するシステム導入に係る必要な費用を支援し、また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのカメラ設置に必要な費用を支援するものでございます。

ただ、これは、ＩＣＴ化につきましては、民間保育園のみとなっております。カメラについては、公立、民間両方ともとなっております。

以上でございます。

磯部委員

ありがとうございます。

牛尾教育長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第１４号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

異議なしと認めます。よって、議案第１４号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第５、議案第１５号「川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

こども育成課長  
(丸野)

議案第１５号「川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の３ページをお開き願います。

本案は、川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第１０条第１号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

まず、制度の概要でございますが、この補助金につきましては、私立幼稚園に就園させる保護者の経済的負担を軽減することと、公立幼稚園と私立幼稚園との保護者負担の較差の是正を図るために実施するもので、補助額の３分の１の範囲で国庫補助金が交付されます。

川西市におきましては、文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく補助を実施しており、今回、文部科学省での要綱に基づく補助限度額の改正を受けまして本規則を改正しようとするものでございます。

それでは、議案書の6ページ、7ページをお開き願います。

6ページが現行制度、7ページが改正案でございます。はじめに現行制度の表の構成につきまして説明いたします。6ページをご覧ください。

左欄の縦軸の対象区分ですが、所得階層を5区分に分けております。また、表の横軸になります補助対象区分は、小学1年生から3年生までの兄や姉の有無と、家庭の子ども数により5つの区分に分けております。縦軸5区分、横軸5区分で、合計25区分の補助額を定めております。

7ページの改正案をご覧ください。

今回は2点の改正がございます。

1点目の改正点は、所得階層区分の第2及び第3階層に属する世帯における、第2子以降のカウントについて、現行の年齢制限を撤廃しようとするものでございます。

2点目の改正点は、1点目と同じく所得階層区分の第2及び第3階層に属する世帯における、ひとり親世帯等について保護者負担を軽減しようとするものでございます。

1点目の改正点についてご説明いたします。従来、多子世帯の計算においては、小学校3年生までの兄・姉までに限定して行っていましたが、今回の改正において、第2及び第3階層に属する世帯については、生計を同じくしている兄弟すべてを対象とするものです。ここでいう兄弟とは、実の兄弟のみならず、その世帯で監護している、もしくは監護していた、これは成年に達しているものですが、そのすべてを含むこととなります。

具体的に申しますと、7ページの別表アにおいて、表の上部の区分について、第1子、第2子及び第3子以降の考え方に係る記載を、保護者と生計を同一とする、保護者又はその配偶者の直系卑属その他の保護者に監護される者及び監護されていた者のうち、第何子にあたるかという記載にしております。

2点目の改正点でございます。第2階層及び第3階層に属する世帯におけるひとり親世帯等、いわゆる要保護世帯について、補助金額を拡充するものでございます。具体的に申しますと、改正後の表の中で、第2階層及び第3階層の区分を二つに分けて記載しておりますが、第2階層のひとり親世帯等については、すべて補助額を308,000円とします。これは保護者負担無料に相当するものでございます。また、第3階層に属する世帯については、第1子については補助額を217,000円とし、第2子以降については308,000円とします。併せて、表の欄外に備考1として、ひとり親世帯等の定義を記載しております。

備考2として、所得階層区分の判定に用いる市町村民税所得割課税額に

については、いわゆる住宅ローン控除適用前の税額とする旨を追加記載しております。

また、別表イにつきましては、現行区分のまま変更がありませんので、今回改正された別表アと分ける表示となっております。備考欄には、所得階層区分の判定に用いる市町村民税所得割課税額については、住宅ローン控除適用前の税額とする旨を記載しております。

なお、この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用するものでございます。

ちなみに、関連する制度改正として、保育所、市立幼稚園及び認定こども園の保育料についても、同じ所得階層区分に属する世帯について、保護者の負担軽減措置を図る制度改正が実施されることとなっております。現在、国において政省令の改正が進められているところでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

今、最後の説明がありましたように、手厚くやっていただいて、皆さんのためになることはどんどんやっていただいていいんですが、こうした改正のときにいつも思うことですが、細かくやり過ぎるために、説明するときに非常に難しいですね。このデータのままで提示することはまずないと思うけども、どの階層で、どうなって、こうなったということをちゃんと伝えてあげないと、行政的にはうまくやったつもりでも、受益者のほうにわからないとそれは意味がない。わかるような説明、わかるような表を提示してあげていただくことを要望します。

牛尾教育長

また検討方よろしく申し上げます。  
ほかにございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第15号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては、可決されました。

牛尾教育長       では次に、日程第6、議案第16号「平成29年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育推進部参事       それでは、議案第16号「平成29年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」ご説明申し上げます。8ページをご覧ください。  
兼学校指導課長

(伊豆)

      本案は、平成29年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めます。

      教科用図書の採択に関しましては、本年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択を行う年度でございます。そこで本案を提出し、方針ならびに組織について教育委員会の議決を求めます。

      9ページに掲げております平成29年度使用教科用図書採択方針についてご説明いたします。

(1) 採択の基本方針といたしまして

      採択にあたっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い慎重に採択する。と、いたします。

ア 小学校教科用図書の採択(特別支援学校小学部、特別支援学級を含む)  
      義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、平成28年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。ものといたします。

イ 中学校教科用図書の採択(特別支援学校中学部、特別支援学級を含む)  
      義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、平成28年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。ものといたします。

ウ 特別支援学校ならびに特別支援学級教科用図書採択

      学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択にあたっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考の上、十分な調査研究を行い適切な教科用図書を採択する。

      ものといたします。

      続きまして、採択に関する組織についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

2 平成29年度使用教科用図書の採択に関する組織については、川西採択地区協議会規約に基づいております。

次の(1)ア～エ及び(2)については、協議会規約に関して主な部分を記載しております。

(1) 川西市立小・中学校(特別支援学校ならびに特別支援学級を含む)教科用図書採択の組織につきましては、

ア 川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会を組織し、協議会における協議の結果に基づいて、平成29年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する。

イ 協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、「川西地区教科用図書選定委員会」の調査員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。

エ 選定委員会では、教科用図書について調査研究を十分に行い協議会に報告する。

以上のように、定めております。

(2) 協議会の任務につきましては、

平成29年度使用教科用図書について校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知すると、定めております。

これを図にしております。下の図をご覧ください。

選定委員会は、今回の採択用教科用図書を調査・研究し、採択候補となった教科用図書を協議会に「報告」をいたします。その「報告」を受け、協議会は協議を行い、その結果を教育委員会に「通知」いたします。

そして、教育委員会は「通知」を受け、平成29年度使用教科用図書を「採択」ということになります。

このような流れで、採択を進めてまいりたいと考えております。

11ページをご覧ください。

次に、「川西採択地区協議会委員の委嘱、任命」についてであります。協議会規約に基づいて、川西市から8名、猪名川町から6名を、それぞれの教育委員会が委嘱または任命いたします。

川西市の8名については、それぞれの選出区分に応じて、1番から8番までの委員を委嘱または任命しようとするものです。

5番の金子由美主幹教諭は、兵庫教育大学大学院教育研究科 特別支援教育学専攻特別支援教育コーディネーターコースを卒業され、その後、5年間学校生活支援教員として勤務されました。特別支援教育における豊かな経験と実践及び専門的な知見を備えた方です。

6番の松岡寛一様は、川西市教育情報センター所長として3年間、また川西市教育振興部教育支援室長として、2年間勤務されました。教科書採択にかかわる所掌事務の責任者を務めるなど、豊かな経験と専門的な知見を備えた方です。

その他の委員は、団体からの選出等によるものです。

また、委員の任期は、協議会規約第7条第2項の「委員の任期は1年とする」との条項に基づき、平成28年6月1日から平成29年5月31日まででございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

11ページの表のことですけど、本質ではないんだけど、この過去の就任回数のところ、上はなくて、4番の泉さんのところに1回、松岡さん1回、中井さん5回と書いてあって、あとの方々の回数を載せないのは、載せ忘れですか。

教育推進部参事  
兼学校指導課長  
(伊豆)

あの方におきましては、教育委員会もしくは学校関係の方ということで、特に記載はしておりません。

加藤委員

泉さんは、載せるのがいい悪いではなくて、表として、何か理由があるのならいいんだけど、そうでなかったら不備ではないかと思う。回数を載せる意味はあると思いますよ。同じ人が例えば10回目になるとかね、そんなになってきたというと、教科書採択における問題点というのをはらんでくるわけになるから、いかななものかなあという意見が出てもおかしくないと思います。でも、表としての完成度が低いよ、これは。

それと、もう一つ、参考のところ、同じような表を持ってきて猪名川町を出したんだけど、年齢とか、居住区分とかわからないんだったら、これは表に入れるべきでないと思います。調べ方が足りないという、それだけのことになると思います。猪名川町に聞いて教えてくれるんだったら、

入れるべきだと思う。だから、表としてというか、データとしてどうとらえたらいいのかというものを出示してもらっても。もうちょっと仕上がったものを出示してほしいですね。

学校教育室長（岸） 加藤委員ご指摘のとおり、もう一度きちっと精査して、また猪名川町とも関係してきますので、協議の上、きちっとまた改めて出ささせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 よろしいですか。

加藤委員 はい。

牛尾教育長 よろしくお願ひします。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

服部委員 教科用図書に関して、これを、教育委員は、いつ見ることができますか。

加藤委員 採択の報告の日程を教えてくださいということ。

服部委員 いや、そうではなくて、教科用図書そのものについて、教育委員は、いつ見ることができるのでしょうかという。

加藤委員 採択の協議に入る前に見るということですか、現物を。

服部委員 そうですね。現物を。

学校教育室長（岸） 見本となる教科書と一般図書のほうの一覧が、また展示会等の日が公開となりますので、また改めてご提示させていただきたいと思います。以上でございます。

服部委員 今日いただいた資料で、別の資料ですが、兵庫県の全県教育委員会研修会の中で、小川さんが書かれているレジメがあるんですけど、そのレジメの中で、教育委員会制度というのは、いろいろ問題あるけれど、その中で、特に教科書採択については、非常に重要な問題であると。その教科書の採択にあたって、教育委員の中でその教科書も見ないで採択している場合が

半数以上あるというふうなことが書かれていますので、だから、教育委員にきちんとその教科書の見本ですね、それをきちんと見せていただきたい。

前のときも、何かその当日に全部そろったのを見せていただいたような気はしたんですが、それでは全然見えないので。この辺にあるのであれば、教育委員室でも構いませんので、セットとして置いておいていただきたいなということをお願いしたいと思います。以上です。

牛尾教育長 よろしくそのあたり検討していただきたいと思います。  
ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第15号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、諸報告であります。諸報告1「緑台中学校区における幼保連携型認定こども園の基本設計について」事務局からご報告をお願いいたします。

こども・若者政 策課長(中西) それでは、「緑台中学校区における幼保連携型認定こども園の基本設計について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、向陽台3丁目内の旧ゲートボール場に幼保連携型認定こども園を整備・運営する法人の公募を1月28日から実施し、3月13日の選考委員会を経て、法人を選定したところでございます。

この度、選定法人である社会福祉法人子どもの家福祉会により向陽台3丁目地内に新設整備される幼保連携型認定こども園の園舎等について、基本設計(案)がまとまってまいりましたので、資料に沿ってご説明させていただきます。資料1のほうをご覧くださいませでしょうか。

まことに申し訳ございません。資料の訂正がございます。資料1の1.整備法人の概要のところの沿革覧でございます。その中で、2段目になりますが、「認定こども園3園、保育所5園」というところを、申し訳ございません。「認定こども園5園、保育所3園」に訂正いただきますようお願いいたします。これは、平成28年4月より法人のほうの保育所2園が

認定こども園に移行したものによるものです。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

それでは、改めて整備法人の概要をご説明申し上げます。

法人名は、社会福祉法人子どもの家福祉会、法人本部の所在地は、加古川市でございます。理事長は、赤西雅之氏でございます。

沿革といたしましては、昭和41年に社会福祉法人の認可を受けており、現在は認定こども園を5園、保育所を3園、小規模保育事業を1園、合計9園の運営を行っており、法人として豊富な就学前児童の教育・保育・子育て支援の経験を有していると認められます。

次に施設の概要でございます。

敷地面積は、1344.37㎡であり、一部に市街化調整区域を含みます。建築面積は、478.09㎡、延べ床面積は862.23㎡、構造は鉄骨造の2階建てでございます。駐車場は9台設置いたします。

定員は、総数として117名となっており、3～5歳の幼稚園機能分として利用する児童の定員は27人、0歳～5歳の保育所機能分として利用する児童の定員は90人となっております。

3.今後の主な日程の予定についてでございますが、8月に法人による施工業者の選定を行い、着工をいたします。平成29年3月に竣工した後、4月に開園いたします。

4.施設の特徴についてでございますが、恐れ入りますが添付しております図面をご覧くださいますようお願いいたします。

左側の図面に、敷地の全体と、園舎1階、園庭、駐車場、前面の歩道について記載しております。また、右側の図面に園舎2階を記載しております。位置関係といたしましては、敷地の左側に多田グリーンハイツ第3自治会館、下側に道路を隔てて陽明小学校、右側にスポーツ施設がございます。

この基本設計にあたっては、社会福祉法人子どもの家福祉会が掲げる保育理念を実現する施設として、幼保連携型認定こども園の施設基準を満たしたうえ、設計をしております。

はじめに左側図面の園舎1階の特徴についてでございます。

1点目として、

・0歳と1歳児の保育室に区切りを設けないことで、変化する保育ニーズに合わせた子どもの受入れが可能となります。

これは、0歳1歳児の入園希望児童数は、他の年齢に比べ、時期やその他の状況によって変化があることから、この動向に合わせ柔軟に対応ができるという利点がございます。

## 2点目

・各室の園庭側に下足を設け、体を動かしたい気持ちをスムーズに実現します。

これは保育室から園庭に出る際に、玄関を経由することなく、保育室からスムーズに園庭に出られるようにして、歩きたい、走りたいという子どもたちの気持ちをスムーズに実現できるように配慮をしております。

## 3点目として

・子育て支援室を設け、地域の子育て支援事業を実施します。

これは、幼保連携型認定こども園の機能として、就学前児童の教育・保育に加え、地域の子育て支援の実施が求められており、これにかかる子育て相談や様々な講座等を開催するための専用スペースを設けております。

続きまして右側の図面の2階の特徴についてでございます。

## 1点目として、

・3, 4, 5歳の年齢別の保育室を設けつつ、廊下・多目的室との間の引き戸を開放することで、行事の際などにのびのびとした活動ができる空間としても利用できます。

これは、年齢別のクラス編成による保育を行うとともに、年齢が異なる児童が交流し、年上の児童が年下の児童のお世話をするなどの体験が行いやすい環境となるように設計がなされています。また、行事の際にものびのびとした活動が可能となり、限られた室内スペースをより有効に活用できる工夫がなされています。

## 2点目として、

・2階から直接園庭へ出られるよう、多目的室に面して階段と下足を配置しております。

これは1階と同様に、3・4・5歳児がスムーズに園庭へ出られるように配慮がされています。

左側の図面に戻りまして、園庭の特徴でございます。

## 1点目として、

・北側法面を平面化し、外遊びや運動ができる必要な園庭面積を確保しております。

これは、敷地の図面上部にある高低差が5m程度の法面部分を園庭や園舎の一部として有効活用し、法面となっている部分を人工地盤等により平面化しております。

## 2点目として

・夢中で外遊びが楽しめるよう、園庭から直接入ることができるトイレを設置しております。

続きまして、通園についてでございます。

1点目として、

- ・安全に通園、園からの外出ができるように歩道を整備しております。

これは、図面の左下の部分でございますが、園の出入口から、自治会館前にかけて2.5メートル幅の歩道を整備し、通園や園児の散歩などの際に安全に通行ができるようにいたしております。

2点目として、

- ・自動車と歩行者の動線が分離できる位置に、駐車場を9台分設置します。

これは、主な通園の動線となる図面左側からの出入りに対して、歩行者及び自転車と、自動車の入口を分けて設置することにより、お互いの安全を保つことができるように配慮をいたしております。

以上が施設の主な特徴でございますが、今後、実施設計で検討される過程において一部変更される場合がございますので、ご了承ください。報告は以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

鈴木委員

感想を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

牛尾教育長

どうぞ。

鈴木委員

只今、この大きな産みの苦しみを超えて実現に至ろうとしているプランを伺いまして、大変感慨深いです。0歳児からの豊かな保育・教育で活力のある川西市を築きたいと願っております。よいものが出来上がりますようにご支援をよろしく申し上げます。

牛尾教育長

ほかに質問等ございませんか。

磯部委員

このこども園の基本設計に関しましては、社会福祉法人の方がプランニングされていると思います。基本設計のことではありませんが、関連として質問したいと思います。

ここの園のこの図面でいくと手前の6メートル道路の安全対策というのは、地域の方も心配なさっているところだと思っておりますが、ここの6メートル道路の安全対策、具体的に考えていらっしゃると思っておりますが、そのお考えとか、調整状況について。

それから、駐車場を9台確保されているようですが、9番目の駐車場の

位置から右手に出られれば、スムーズに出入りができると思いますが、そこから出られないということは、駐車場の手前おおむね6メートルから7メートルぐらいの範囲で車が交互に入れかわって入ることになると思います。そのあたりの安全対策というのはどのようにお考えか、お知らせいただけますでしょうか。

こども・若者政  
策課長（中西） まず、道路、前面道路の安全対策でございます。基本的に、先ほどご説明の中で申しあげた、歩行者に対しては、現在は、ほぼ1メートルほどしかない自治会館前の歩道整備をします。また、そこから続く第4公園、バス通りに向けてですね、こちらのほうは、第4公園の園路を整備していただくという形で、歩行者が安全にバス通りまで行けるような形に整備をいただくように調整をしております。

また、前面道路、現在、ご指摘もいろいろ地域からもいただいております。カーブ状になっているところで、非常にスピードが出やすくなっているというような問題もございますので、一定路面のほうに減速帯もしくは減速するような指示をする明示というような形で担当所管と協議させていただいております。

また、朝夕というか、時期によっては、こちらでいう図面の右側、スポーツ施設のあたり、非常に暗い状況が一部ございますので、そのあたりに街灯をつけていただくようお願いをしているところです。こちらのほうは、道路整備の担当する所管のほうと今、協議中でございます。

また、実際のところ、施設さんのほうにも、例えば注意喚起看板をつけていく、また、できれば、これからのお話になりますけれども、当面の間、誘導に対するガードマンを市の費用で配置していくというふうな形、それからまた、実際、保護者さんのほうですね、路上に滞留しないようにという指導で、車の動線ですね、どちらから入って、どちらから出ていくかというようなこともしっかりと指導していくように法人さんと協議したいと思っております。

また、2点目の駐車場についてですが、実際のところ、この9番のところから右側はスポーツ施設の敷地でございます。一応協議をさせていただいているんですけども、現実論として、ここは施設の駐車場となっておりますので、通り抜けることは、ちょっと困難であるというのが現状でございます。

ですので、先ほど申しあげたように、施設の利用者の方に入る、出るのルールをまずしっかりとさせていただくということと、まず、この道路上に滞留しないようにということで、一部隣の自治会館さんの駐車場にお

